

## 議第157号

### 公立大学法人滋賀県立大学定款の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

公立大学法人滋賀県立大学定款の変更につき議決を求めることについて

公立大学法人滋賀県立大学定款の一部を次のとおり変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定に基づき、議決を求める。

公立大学法人滋賀県立大学定款の一部を次のとおり変更する。

第17条第1号、第21条第2号および第25条第2号中「および年度計画」を削る。

付 則

変更後の公立大学法人滋賀県立大学定款は、令和6年4月1日から施行する。